

そ禁せん氏は旧山形藩士大場岩藏氏の長男にして明治二年十一月十七日山形市香澄町に生る綾野子夫人は医学博士宮島幹之助氏の令妹にして長男茂行氏は今や高等学校に在りて法学に志し次男龍男氏は中学を卒へんとし三男正氏は小学校を卒へんとしつつあり博士は少にして山形中学に学ひ長して東京に出て中央大学の前身英吉利法律学校に入り明治二十三年七月卒業翌年代言人試験に登第す二十八年十月大館区裁判所判事に任し三十年九月神戸地方裁判所に転し又三十一年一月名古屋地方裁判所に転して区裁判所判事を兼ね三十五年十月には東京地方裁判所検事に任せられたるか三十八年八月独逸に留学し四十一年三月帰朝、四十二年四月司法省参事官に任し大正二年三月法学博士の学位を享け同二年四月大審院判事に任せらる三年五月退職して弁護士の業に従事し以て其生を終へらる尚四年四月には山形市より衆議院議員に選出せられたるは世の既に知る所なり五年四月勲四等瑞宝章を又八年九月勲四等旭日小綬章を受けられたり氏は刑法学の大家にして（一）刑事政策根本問題（二）刑事政策大綱（三）判事の自由裁量論（四）個人識別法（五）刑法総論（六）刑法各論（七）陪審制度論、其他数種の著あり孰れも永久に学界に資益する所多大なるべき不朽の名著とす殊に刑事政策大綱は歐洲の学界に於ても大に推重せられたる所なり又刑法総論及各論は数千頁に亘り苦心の余に成るものにして学者の推服する所とす我国に於て累犯人を識別する為め指紋法を採用したるは氏か司法省参事官たりし頃にて大に与りて功ありしことは茲に贅するに及ばず又陪審制度論は氏か学位請求の論文に

○法学博士大場教授逝く 中央大学学員にして同校教授たる大場茂馬博士は昨春來兎角健康勝れざりしか昨秋十月頃より病勢頓に募り引籠り静養中の處十二月下旬に至り重態に陥り三十日前三時薬石効なく溘焉易箦せられたり享年五十有二、哀悼曷

632 法学博士大場茂馬教授逝く

〔『法学新報』第31卷2（350）号 大正10年2月1日〕

して国民的裁判制度の我国に必要なることを提唱したるものなり氏は此問題に付ては非常に熱心にして其実現を期する為め数年前江木博士等と共に刑政研究会に於て努力せられたることあり尤も氏の主張は今日我国に採用せられんとしつつある陪審制度にあらずして參審裁判制度なるも其所論は陪審制度採用に付き参考に供せられたることは疑なく尚ほ氏は前記刑政研究会に於て『無辜者に対する国家の損害賠償問題』に付き精細なる意見を発表せられたるか同会は氏の意見に基き嘗て帝国議会に之に関する法案を提出したことありたり此問題は必ず近き将来に於て我国の立法問題として再び起り来る所なるへし氏は業務の傍ら中央大学に於て刑法或は刑事訴訟法の講義を多年継続せられ学生の嘆服措かざる所なりし今や刑政の事大に論すべきもの多き秋に際し斯界の大家を喪ふ國家の損失之に過くるものなし葬儀は一月四日午後一時より青山斎場に於て下谷瑞輪寺住職市川日調老師之を執行し朝野の名士五百余名会葬す仏氏の法名に『慈天院純篤日茂大居士』と曰ふ永く故人の面目を表明して遺憾なきを覺ゆ若し夫れ博士の性行に付ては漫録欄に於ける親友花井ト部両氏の追憶談に明かなれば略す因に葬儀当日岡野学長は左の弔辞を靈前に朗読せられ

維レ時大正十年一月四日謹ミテ法学博士大塙茂馬君ノ靈前二白ス

博士ハ我中央大学ノ前身タル英吉利法律学校ニ学ヒテ卒業後弁護士ト為リ更ニ司法官ト為リテ判事検事ノ職ニ歴任シ實際ノ徵驗已ニ博ク海外ニ遊學シテ歐米ノ精華ヲ挹リ学理ノ研鑽

マタ邃シ刑事ノ学ハ其最モ擅長トル所ニシテ著述等身長ク學界ノ証権タリ其大審院判事ノ職ヲ辞スルヤ再ヒ弁護士ヲ業トシ又嘗テ衆議院議員ニ挙ヶラレテ立法議政ノ事ニ与レリ平素意ヲ教育ニ留メ公私紛沓ノ間ニ鞅掌スルモ後進養成ノ急ヲ顧念シテ終始替ラス我中央大学ニ教授トシテ学生ノ指導ニ努メ且我等同志ト共ニ大學經營ノ事ニ参画セラル蓋シ司法制度ノ改善ハ博士畢生ノ志業ニシテ自彊不息ハ博士當行ノ面目タリ若シ天仮スニ數年ノ寿ヲ以テセハ則チ益其面目ヲ煥發シテ其志業ヲ大成シ國家法制ノ上ニ貢献スルコト測知ス可カラサルモノアリシナランニ今ヤ即チ溘然トシテ朝露ニ先チヌ嗟乎哀哉

然リト雖モ博士ノ精神ハ其著書ニ伝ハリ博士ノ風猷ハ我大學ニ存ス後進ノ士就キテ私淑スルコトヲ得ヘク令嗣茂行君亦法学ニ志シ今ヤ高等学校ニ在リテ學業優秀ナリ乃チ博士亡スト雖モ其學脈ハ綿綿トシテ尽キス博士以テ瞑スヘキ也茲ニ蘋藻ヲ備ヘテ恭シク博士ノ靈ヲ祭ル尚クハ饗ケヨ

大正十年一月四日

中央大学学長 法学博士 岡野敬次郎

林賴三郎博士は學員会を代表して左の弔辭を

中央大学學員会ハ學員弁護士法学博士大塙茂馬君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

大正十年一月四日

中央大学學員会理事 法学博士 林賴三郎

又中央大学學士会は左の弔辭を

中央大学学士会会員法学博士大場茂馬君ノ訃ニ接シ同人誰レ
カ勵シテ哭セサルモノアラム君学殖淹博才徳兼備其学フ所ヲ
以テ孜孜トシテ邦家ニ貢献セラルコト実ニ幾春秋而シテ君
ハ嘗テ永ク本会ニ長トシテ大ニ力ヲ致サル是レ同人ノ均シク
徳トスル所ナリ然ルニ今ヤ忽チ幽明ヲ隔ツ英姿果シテ何レノ
辺ニカ在ル千山万水尋ヌルニ処ナシ感慨曷ソ尽キム嗚呼哀哉
茲ニ恭シク弔辞ヲ靈位ニ獻シ涯リナキノ情ヲ表明ス魂ヤ魄ヤ
庶幾クハ彷彿トシテ來リ享ケヨ

大正十年一月四日

中央大学学士会

又堀江專一郎博士は友人總代として左の弔辞を

維時大正九年十二月三十日法学博士大場茂馬君長逝ノ訃ヲ伝
フ多年君ト爾汝ノ交ヲ訂セシ生等同人ノ錯愕痛惜何物カ之ニ
加ヘン嗚呼哀哉君夙ニ中央大学ニ学ヒ明治二十三年業ヲ卒ヘ
考試ニ登第シテ弁護士ト為リ次テ職ヲ司法ニ奉シ判事検事參
事官等ニ歴任シ到ル所令名アリ終ニ大審院判事ニ補セラル中

大正十年一月四日 友人總代 法学博士 堀江專一郎

又小菅豐次郎氏は中央大学学生を代表して左の弔辞を朗讀せら
れたり

維時大正九年十二月三十日寒風凜冽身ニ徹スルノ旦生等力恩
師大場先生ノ訃ヲ伝フ真カ偽カ將夕夢カ茫然自失為サン所ヲ
諄トシテ子弟ニ授ケ入テハ訖訖トシテ著述ヲ事トシ該博ノ識
精緻ノ見輒ク人ノ追随ヲ許サス尊然トシテ大家タリ矣君ハ又
我國ニ於ケル指紋法ノ先覺者ニシテ國民的裁判制度ノ提唱者
タリ共ニ特筆世ニ伝フヘキノ功績ナリ大正三年君職ヲ転シテ
再ヒ弁護士ト為リ同四年一ヒ衆議院議員ニ當選シタルモ深ク
感スル所アリ久シカラスシテ志ヲ政治ニ絶チ専ラ力ヲ法律事
務ニ用ヒ以テ身ヲ終フ君資性純潔ニシテ剛直其所信ヲ貫クニ

当リテヤ又毀譽褒貶ヲ顧ミス真ニ雖千万人吾徂焉ノ概アリ惟
フニ今ヤ士風漸ク衰ヘ曲学以テ世ニアルニアラサレハ則チ巧
言以テ人ヲ欺クノ徒天下ヲ横行シ吾人生ヲ現代ニ享クル者夫
レ或ハ後世子孫ノ指弾ヲ免レサラントスルノ秋君独リ卓然ト
シテ時流ニ超越シ後凋ノ節ヲ保チ生等聊以テ意ヲ強ウスルコ
トヲ得タリキ何ソ岡ラン君忽チニ豎ノ襲フ所トナリ荏苒癒ヘ
ス終ニ溢焉トシテ道山ニ帰セントハ上天何為ンソ爾ク無情ニ
シテ齡僅ニ知命ヲ越エ尚ホ大ニ為スアルニ足ルノ君ヲ奪ヒ生
等ヲシテ偏ニ落寞ノ感ニ堪ヘサラシムルヤ噫嗟誠ニ悼ムヘキ
哉茲ニ葬送ノ式ニ臨ミ情迫リ感極マリテ言ハント欲スル所ヲ
尽スコト能ハス僅ニ数言ヲ叙シテ微忱ヲ展フ英靈庶幾クハ夫
レ之ヲ享ケヨ

テ生等ノ悲痛又何ヲ以テカ之ニ加ヘン嗚呼哀哉
先生ハ実二十一月初旬マテ病ヲ扶ケテ講壇ニ立タセ給ヘリ而モ熱誠事ニ当リ殆ト病ノ身ニ在ルヲ忘レ給ヘルカ如シ生等今ニシテ之ヲ思フトキ先生ノ生等ヲ撫育シ給ヘルコトノ如何ハカリ深厚ナリシカラ窺フニ足ラン博学逸才ノ士ハ世ニ乏シカラス唯至誠斯ノ如キ人ハ蓋稀ニ見ル所ナリ然ルニ今ヤ即チ亡シ矣嗚呼哀哉

然リト雖モ命ハ天ニ在リ人事ノ之ヲ如何トモスルコト難シ徒ニ涕泣スルハ蓋先生ノ期待ニ背クナカラニヤ冀クハ生等ハ而今以往相共ニ切磋琢磨以テ遺訓ヲ将来ニ發揚シ遺業ヲ天下ニ達成シ誓テ鴻恩ノ万一二酬井ノコトヲ其レ然ル後少シク先生ヲ慰メ奉ルニ庶幾カランカ英靈願クハ生等カ微衷ヲ諒トシ天上ヨリ永ヘニ瞑護ヲ賜ハシコトヲ茲ニ靈柩ニ侍シ追慕ノ情油然トシテ湧キ万感交ミ至リ克ク言スルコト能ハス克ク文スルコト能ハス僅ニ一言ヲ叙シテ無限ノ弔意ヲ表ス在天ノ靈尚クハ昭鑑ヲ垂レ給ヘ

大正十年一月四日

中央大学学生総代 小管^(音)豊次郎 謹白

右の外当日各方面より弔辞を呈せられたるもの日本弁護士協会、東京弁護士会其他十数通の多きに上りと(ママ)たれも一一茲に紹介せず因に中央大学学生及び学員諸氏は追悼演説会を適当の時期に於て開催する筈なりと云ふ